

NO. 3 エコカー

対象要件	<p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車で、次に掲げるもの</p> <p>ア 電気自動車（電池によって駆動する電動機を原動機として搭載し、内燃機関を併用しない自動車）</p> <p>イ 燃料電池自動車（搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）</p>
補助対象経費	<p>①車両本体購入費</p> <p>②その他付属機器購入費（充電ケーブル）</p> <p>③設置工事費（充電用コンセント設置工事）</p>
必要書類	<p>①スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>②スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③事業概要書（別紙3号）</p> <p>④見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの）</p> <p>⑥保証書の写し</p> <p>⑦車検証の写し</p> <p>⑧充電コンセントに係る施工写真（建物全景の写真、設置箇所の施行前、施工中、施工後の写真）</p> <p>⑨案内図（住宅地図等）</p> <p>⑩法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し（事業者の場合に限る。）</p> <p>⑪当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（事業者の場合に限る。）</p> <p>⑫その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。